

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）		
第二条　【略】		
3　2　【略】		
第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 〔一・二 略〕		
三　信用リスクに関する次に掲げる事項		
イ　【略】		
口　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（③については、内部格付手法採用組合に限る。）		
〔(1)・(2) 略〕		
(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示をするエクスボージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスボージャーに限る。）		
〔(1)・(2) 同上〕		
口　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
〔加える。〕		

事業法人向けエクスポートジャヤー（特定貸付債権を

除く。）

ソブリン向けエクスポートジャヤー

金融機関等向けエクスポートジャヤー

居住用不動産向けエクスポートジャヤー

適格リボルビング型リテール向けエクスポートジ

ヤー

その他リテール向けエクスポートジャヤー

株式等エクスポートジャヤー

特定貸付債権

購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、

次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔1〕・〔3〕 略
「削る。」

ハ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

〔1〕・〔3〕 同上
「削る。」

（iv） 株式等エクスポートジャヤー（株式等エクスポートジャヤーの信用リスク・アセットの額の算出にPDI/LGD方

(iv) (vi)

〔略〕

「四〇七 略」

八 自己資本比率告示第四十七条に規定する株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスボージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 〔略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセztトの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔1〕〔3〕 略

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスボージャーに係る信用リスク・アセztトの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的で非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスボージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスボージャーに該当しない株式等エクスボージャー

式を適用する場合に限る。)

(v) (vii)

〔同上〕

「四〇七 同上」

八 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第七項第三号に掲げる出資その他これに類するエクスボージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 〔同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

〔1〕〔3〕 同上

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスボージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスボージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(ii) (i) 簡易手法が適用される株式等エクスボージャー
内部モデル手法が適用される株式等エクスボージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスボージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポートージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

ニ 「略」

ホ 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポートージャー（自己資本比率告示第四十二条に規定する延滞エクスポートージャー及び自己資本比率告示第四十三条に規定する自己居住用不動産向けエクスポートージャーに係る延滞エクスポートージャーをいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポートージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第47条の5の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第一百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポートージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

ニ 「同上」

ホ 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポートージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポートージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 略〕

〔二・ホ 略〕

標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己
資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第
八条の二の規定に該当するエクスポートについて、
次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区
分ごとの内訳

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バ
ランスシートのエクスポートの額（自己資本比率
告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算
対象となるエクスポートの額（自己資本比率告示
第四十九条に規定するオフ・バランス取引に係るもの
を除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号
において同じ。）
- (2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未
引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対
して適用される掛目をいう。以下この号及び次条第四
項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リス
ク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引
のエクスポートの額（CCFを適用する対象とな
る信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス
取引に係る想定元本額。以下この号及び次条第四項第
三号において同じ。）
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バ
ランスシートのエクスポートの額

〔(1)・(2) 同上〕

〔二・ホ 同上〕

標準的手法が適用されるエクスポートについて、
リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効
果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与
の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場
合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第
五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第
二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一
条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四
条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九
十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）の
規定により千二百五十分の一セントのリスク・ウェイトが
適用されるエクスポートの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポートの額	(5) 信用リスク・アセットの額	(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
ト 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額（オン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランス取引のエクスポートの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイドの区分ごとの内訳		

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

- チ 標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイドの区分ごとの内訳
- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポートの額
 - (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートの額

(3) CCF の加重平均値（CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポートの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランス取引のエクスポートの額の合計額

リ|| 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ||

内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート
債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百二十二条第二項各号に掲げるエクスポートに該当しない事業法人等向けエクスポートについて

ト||

内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十四条に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ|| 「同上」

(1)

- 事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート及び金融機関等向けエクスポート
債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第百二十二条第二項各号に掲げるエクスポートに該当しない事業法人等向けエクスポートについて

LGD及びEADの自組合推計値を用いる手法をいう。以下の同じ。)を適用する場合は、デフォルトしたエクスポート・エージャーに係るEL_{default}を含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミニメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

〔削る。〕
〔略〕

(2) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・エージャー、ソブリン向けエクスポート・エージャー、金融機関等向けエクスポート・エージャー、居住用不動産向けエクスポート・エージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・エージャー及びその他リテール向けエクスポート・エージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

〔ヨ〕 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・エージャー、ソブリン向けエクスポート・エージャー、金融機関等向けエクスポート・エージャー、居住用不動産向けエクスポート・エージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・エージャー及びその他リテール向けエクスポート・エージャーごとの長期にわたる

目的のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミニメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・エージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

〔同上〕

(3) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・エージャー、ソブリン向けエクスポート・エージャー、金融機関等向けエクスポート・エージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポート・エージャー、居住用不動産向けエクスポート・エージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・エージャー及びその他リテール向けエクスポート・エージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

〔ヌ〕 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポート・エージャー、ソブリン向けエクスポート・エージャー、金融機関等向けエクスポート・エージャー、居住用不動産向けエクスポート・エージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポート・エージャー及びその他リテール向けエクスポート・エージャーごとの長期にわたる

る損失額の推計値と実績値との対比

「三・四 略」

五 イ 証券化エクスポートにに関する次に掲げる事項
組合がオリジネーターである場合における信用リスク
・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに
関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポートのうち、延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 「略」

ロ 「略」

九 「六・八 略」

内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用組合に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート・ジャード、証券化エクスポート並びに自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リ

リテール向けエクスポートとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

「三・四 同上」

五 イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、組合が証券化エクスポートを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(3) 「同上」

ロ 「同上」

九 「六・八 同上」

「号を加える。」

スク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額(ⅴ)及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートファイラー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。

(i) 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

事業法人向けエクスポートファイラー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手

法別の内訳を含む。）

ソブリン向けエクスポートファイラー

金融機関等向けエクスポートファイラー

居住用不動産向けエクスポートファイラー

適格リボルビング型リテール向けエクスポートファイラー

その他リテール向けエクスポートファイラー

株式等エクスポートファイラー

特定貸付債権

購入債権

(2)

(ix) (viii) (vii) (vi)

ヤー

(1) (i)から(ix)までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA-CCR（自己資本比率告示第

五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。)を用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及び

(3) これらの信用リスク・アセットの額の合計額

標準的手法が適用されるポートフォリオ(自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートジヤーに限る。)の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスポートジヤー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)

- (v) (iv) (iii) (ii)
 - ソブリン向けエクスポートジヤー
 - 金融機関等向けエクスポートジヤー
 - 居住用不動産向けエクスポートジヤー
 - 適格リボルビング型リテール向けエクスポートジヤー

ヤー

その他リテール向けエクスボージャー

株式等エクスボージャー

特定貸付債権

購入債権

(4)

(ix) (viii) (vii) (vi)

(3)の規定により信用リスク・アセツトの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にS A | C Rを用いて算出した信用リスク・アセツトの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)

(i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(v) (iv) (iii) (ii)
ソブリン向けエクスボージャー
金融機関等向けエクスボージャー
居住用不動産向けエクスボージャー
適格リボルビング型リテール向けエクスボージ

ヤー

(vii) (vi)
その他リテール向けエクスボージャー
株式等エクスボージャー

特定貸付債権
(ix) (viii)
購入債権

ロ

証券化エクスポート・アセツトに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク・アセツトの額

(2) 組合を標準的手法採用組合とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセツトの額

十一

期待エクスポート・アセツトの額（自己資本比率告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項第十一号において同じ。）とSACCRの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用組合に限る。）

イ 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパートイ信用リスク」という。）の信用リスク・アセツトの額

ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSACCRを用いて算出したカウンターパートイ信用リスクの信用リスク・アセツトの額

十一 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用組合に限る。）

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出に

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。)

5
〔略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条
〔略〕

2
〔略〕
3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ
〔略〕

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用組合に限る。)

〔1・2〕
〔略〕

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類す

る場合の基準(開示を要するエクスボージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスボージャーに限る。)

(i) 事業法人向けエクスボージャー(特定貸付債権を除く。)
ソブリン向けエクスボージャー
金融機関等向けエクスボージャー

5
〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条
〔同上〕

2
〔同上〕
3
〔1・2〕
〔同上〕
〔3〕
〔1・2〕
〔同上〕
〔加える。〕

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

〔1・2〕
〔同上〕

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

に掲げる事項

〔五
十
略〕
〔(iv)
〔(vi)
〔略〕

〔同上〕
〔五
十
同上〕

居住用不動産向けエクスポートジャヤー^{(v) (iv)}
適格リボルビング型リテール向けエクスポートジャヤー^{(ix) (viii) (vii) (vi)}
その他リテール向けエクスポートジャヤー^(v)
株式等エクスポートジャヤー^(v)
特定貸付債権^(ix)
購入債権^(v)

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、
次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要^(v)及び^(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

〔(i)・(ii) 略〕

〔削る。〕
〔(i)・(ii) 略〕

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

ハ 「同上」
〔(1)・(2) 同上〕

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付け与手続の概要^(vi)及び^(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポートジャヤー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)

〔(i)・(ii) 同上〕

〔(iv) 株式等エクスポートジャヤー（株式等エクスポートジャヤーの信用リスク・アセツトの額の算出にPD／LGD方
〔(v) 式を適用する場合に限る。）〕^(vii)〔同上〕

二 「略」

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセツトの額及び信用リスクに対する所

要自己資本の額（口及びハの額を除く。）及びこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 略

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポートフォリオに係る信用リスク・アセツトの額

及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポートフォリオ

(2) (1)に規定する株式等エクスポートフォリオに該当しない株式等エクスポートフォリオ

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートフォリオに係る信用リスク・アセツトの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポートフォリオの区分ごとの額

二 「同上」

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（口及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオの区分ごとの内訳

〔2〕・〔3〕 同上

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポートフォリオに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポートフォリオ及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳

(ii) (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポートフォリオ
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポートフォリオ

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポートフォリオ

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートフォリオに係る信用リスク・アセツトに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポートフォリオの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

〔(1)～(5) 同上〕

ホ 自己資本比率告示第十条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

ホ 自己資本比率告示第十条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャー及び証券化エクスボージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
〔イ・ロ 略〕

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
〔(1)・(2) 略〕

ハ 延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
〔(1)・(2) 同上〕

ハ 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスボージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
〔(1)・(2) 同上〕

〔二・ホ 略〕

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスボージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
〔1〕 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスボージャーの額
〔2〕 CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスボージャーの額
〔3〕 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バ

ヘ 標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが

ランスシートのエクスポートの額

適用されるエクスポートの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポートの額

(5) 信用リスク・アセットの額
(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合

ト

標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己

資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額（オン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランスシートのエクスポートの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

チ

標準的手法が適用されるエクスポートのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートについて、

次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポートの額
(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果

〔号の細分を加える。〕

を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートの額

(3) CCF の加重平均値 (CCF を適用した後及び信用

リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポートの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。)

(4) CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポートの額及びオフ・バランスシートのエクスポートの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当たられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ト 内部格付手法が適用されるエクスポートのうち、スロットティング・クライテリアに割り当たられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポートについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十二条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

「同上」

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポートの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) 「略」

「削る。」

(2) (1)

「同上」

チ PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポート
債務者格付ごとの PD の推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

ル (2) 「略」
内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヲ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 略〕

六 イ 証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項
連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスボージャーのうち、延滞エクスボージャーの額又はデフォルトしたエクスボージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産

〔3〕 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

〔四・五 同上〕

六 イ 「同上」

〔四・五 同上〕

六 イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスボージャーのうち、三月以上延滞エクスボージャーの額又はデフォルトしたエクスボージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産

の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 略〕

口

〔略〕

〔七～九 略〕

十

内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事項（内部格付手法採用組合に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセツトのみなし計算が適用されるエクスボージャー、証券化エクスボージャー並びに自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスクを除く。）に関する次に掲げる事項

- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセツトの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセツトの額（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスボージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、貯金者等による組合のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）及びこれらの信用リスク・アセツトの額の合計額
(i) 事業法人向けエクスボージャー（特定貸付債権を

な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔(3)～(11) 同上〕

口

〔同上〕

〔七～九 同上〕

〔号を加える。〕

除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

ソブリン向けエクスポート

金融機関等向けエクスポート

居住用不動産向けエクスポート

適格リボルビング型リテール向けエクスポート

その他リテール向けエクスポート

株式等エクスポート

特定貸付債権

購入債権

(2)

(ix) (viii) (vii) (vi)

(v) (iv) (iii) (ii)

ヤー

その他リテール向けエクスポート

特定貸付債権

(3)

(1)

(i)から(ix)までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSA-CCRを用いて算出した信用リスク・アセットの額(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

標準的手法が適用されるポートフォリオ（自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポートに限る。）の信用リスク・アセットの額及び(1)に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額の合計額並びにこのうち次に掲げる内部格

付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。」

(i) 事業法人向けエクスポート（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

ソブリン向けエクスポート

金融機関等向けエクスポート

居住用不動産向けエクスポート

適格リボルビング型リテール向けエクスポート

その他リテール向けエクスポート

株式等エクスポート

特定貸付債権
購入債権

(4)

(ix) (viii) (vii) (vi)
ヤー

(v) (iv) (iii) (ii)
ヤー

その他の内訳

(3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にSACRを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要

(i) しない。)

事業法人向けエクスポート（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

ソブリン向けエクスポート

金融機関等向けエクスポート

居住用不動産向けエクスポート

適格リボルビング型リテール向けエクスポート

その他リテール向けエクスポート

株式等エクスポート

特定貸付債権

購入債権

口

(2) (1)

(ix) (viii) (vii) (vi)

(v) (iv) (iii) (ii)

十一

証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

信用リスク・アセットの額

組合を標準的手法採用組合とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額

期待エクスポート方式と S A C C R の比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用組合に限る。）

イ カウンターパート（信用リスクの信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算

〔号を加える。〕

に S A — C C R を用いて算出したカウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十二 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較

に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用組合に限る。）

- イ マーケット・リスク相当額の合計額
ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。）
〔略〕